

また、既存の供給品又は設備との接続性の要件により既に確定した仕様書を繰り返し使用する必要がある場合には、第III章1.の公示の際に右の具体的理由を明記する（これがとり得ない場合には、事前に右具体的理由を官報に公示する）ことで代替することができる。但し、供給者より本項の意見招請手続を採ることの要請が、第III章1.の公示の日（これがとり得ない場合には具体的理由を官報に公示した日）の翌日から起算して10日以内であった場合には、本項に規定する意見招請手続を採ることとする。

（イ）機関は、入札公告（公示）の予定日の少なくとも60日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。また、供給者の要請に応じ、意見招請の写しを速やかに送付する。

（ロ）仕様書の案の作成が完了した旨の公示においては、以下の事項を明かにする。

- ①調達の内容（名称、数量）
- ②仕様書案の入手先
- ③意見提出の期限
- ④調達機関名及び連絡先
- ⑤仕様書案説明会を開催する場合にはその日時及び場所
- ⑥調達に係る下請けに対して関心ある供給者が係る関心を表明することを求める旨の招請

（ハ）上記③の意見の提出期限は、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも30日以後の日とする。

（ニ）機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、当該調達案件に関心を表明した内外のすべての供給者に当該変更の内容を通知する。この場合において、提出期間については、供給者が当該変更の内容や情報について十分に検討し、対応できるよう入札広告の公示前に十分な期間を提供する。

6. 技術仕様

6.1 機関は、技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、

- （1）デザイン又は形状の特徴よりも性能の観点から具体的に記し、また、
- （2）国際規格が存在する場合にはこれに基づくものとし、それ以外の場合には国内強制規格又は認められた国内任意規格に基づくものとする。

6.2 機関は、性能基準を規定するために必要最低限の詳細を記した技術仕様を作成する。機関は、性能基準に必須でない特徴は要求しない。

6.3 機関は公平な方法で仕様を作成する。機関は外国の供給者を含むいかなる供給者に対しても障壁を設ける意図をもって、技術仕様を立案、制定又は適用しない。当該調達が既存システムの代替又は既存システムとの接続のために行われる場合には、仕様は競争に障害をもたらすように策定されない。

6.4 機関は、次の場合を除き、調達の仕様作成に直接関与したいかなる供給者も入札過程に参加することを認めない。

- （1）第III章5.の意見招請に従い供給者が意見を提供する場合であって、

このような参加の結果がいかなる供給者に対しても不公正な競争上の利点とならない場合

(2) 機関が仕様の準備又は仕上げの過程を管理し、公正かつ無差別に進め、また、すべての供給者に情報及び支援の提供につき同等の機会を与えているという状況の中で、供給者が機関に情報若しくは支援を提供する場合

(3) 供給者が機関の要請に応じて、自らの製品に関する仕様又はデータを提供する場合であって、すべての供給者に対して、平等かつ無差別に、参加する機会又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が与えられる場合

6. 5 機関は、特定の商標、商号、特許、デザイン若しくは型式又は産地若しくは生産者若しくは供給者を特定せず、当該案件の説明においてこれらに言及しない。ただし、これらを用いなければ十分に明確な又は理解しやすい当該要件の説明を行うことができない場合に、その入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付すときは、この限りでない。

7. 入札公告

7. 1 機関は、特別の事情が無い限り入札期限の少なくとも50日前、また如何なる場合にも少なくとも40日前に入札公告を行うことにより、あらゆる供給者に調達に参加するよう呼びかける。ただし、コードにおいて認められている場合には、この限りではない。

7. 2 機関は、すべての入札公告を官報公告後速やかに、第I V章3. で定める機関の窓口で閲覧に供する。

7. 3 入札公告は、供給者が当該調達に参加するか否かに関する決定を行うため、次の情報を含め、必要かつ十分な情報を含める。

(1) 調達案件

(2) 入札の評価方法

(3) 入札説明書の入手場所

(4) 入札前説明会が開催される場合にはその日時及び場所

(5) 入札書の受領期限及びあて先

7. 4 機関は、入札公告から入札受領期限までの間に、公告内容を修正する場合には、修正した内容を速やかに官報に公示すると共に第I V章3. で定める機関の窓口で閲覧に供する。

8. 入札説明書

8. 1 機関は、自らの必要性を供給者に伝え、供給者より入札を招請するために、入札説明書を使用する。

8. 2 機関は、平等な機会が無差別にすべての供給者に提供されることを確保するために公平な方法で、入札説明書（総合評価方式を使用する場合には評価基準を含む。）を作成する。

8. 3 機関は、入札説明書の作成過程において、措置に定める手続に従う場合を除き、特定の供給者から、当該供給者を他の供給者を優遇することになるようないかなる形の支援も受けない。

8. 4 供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札を行うために

必要なすべての情報（調達計画の公示において公表すべき情報（入札説明書に対して支払うべき金額及びその支払条件を除く。）及び次の事項に関する情報を含む）が記載される。

- (1) 入札書を送付すべき機関のあて先及び調達責任者の氏名
- (2) 補足的な情報を要請する場合においてその要請を送付すべきあて先
- (3) 入札書及び入札に係る文書の作成に用いる言語
- (4) 入札書の受領の最終日時及び入札書が受領される期間
- (5) 開札に立ち会うことが認められる者並びに開札の日時及び場所
- (6) 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びにその他の情報又は文書
- (7) 要求される製品又はサービス及びこれに関する要件についての完全な説明（技術仕様、適合性の証明、必要な設計図、図案及び解説資料を含む。）
- (8) 落札決定に際しての全ての基準（評価に際して重要度に応じて重み付けされた項目及びその細項目、考慮すべきその他の全ての要素。右は輸送費、保険料及び検査費等入札価格を評価する際に含める費用の要素を含む。）
- (9) 支払条件
- (10) 入札前説明会が開催される場合にはその日時及び場所
- (11) その他の条件

8.5 機関は、

- (1) 入札説明書を、入札公告時に用意する。
- (2) 供給者からの要請に応じ、入札説明書を速やかに送付する。
- (3) 入札の手續に参加する供給者からの当該入札説明書に係る情報についての合理的な要請に速やかに応じる。ただし、その情報は、競争者よりも当該供給者を落札に関し有利とするものであってはならない。
- (4) 仕様、基準及び入札説明書におけるその他の条件を含め、入札説明書の準備に関する供給者とのやり取りを機関に対して不必要な責務を課すことになる場合を除き、速やかに記録に止める。

9. 入札前説明会

9.1 機関は、第III章5.に規定する意見招請の手續を採ることとされている調達を行う場合には必ず、またそれ以外の調達の場合には必要に応じ、入札公告に定めた入札受領期限の少なくとも30日前に、調達に関する入札前説明会を開催する。当該説明会では、当該調達案件の技術面、管理面等について、当該機関と供給者が直接話し合う機会を設けることや、全ての供給者が入札に関する情報を得るための均等な機会を設けることも行われる。

9.2 機関は、入札前説明会への出席を入札応募の前提条件とせず、入札の評価に当たって考慮しない。

10. 入札の評価

10.1 機関は、入札を評価し供給者を選定する際には、以下を意図した選定手續を使用する。

- (1) 競争の最大化
- (2) 入札説明書、評価、選定の複雑な面の最小化
- (3) 供給者が提出した入札に対して中立的かつ包括的な評価の確保

10.2 機関は、入札を行うすべての供給者に対して公平な取扱いが確保されるよう透明性のある方法で入札を評価する。

10.3 機関は、入札の過程で技術評価及びシステム性能評価を行う場合には、すべての供給者に対して同等の条件の下で実施する。また、いかなる検査基準もすべての供給者に適用され、かつ供給者の要請に応じてこれを提示する。

10.4 機関は、次のとおり入札を評価する。

(1) 機関は、措置の導入より1年間の準備期間の後、(a)改造された製品若しくはサービス又は特別に開発された製品若しくはサービスの調達、(b)単価500SDR以下の製品若しくはサービスを大量購入する場合を除く80万SDRを越える既製品又はサービスの調達、或いは(c)既存の供給品又は設備との接続性の要件により既に確定した仕様を繰り返し使用する必要があり、かかる仕様を繰り返し使用した80万SDRを越えるすべての調達について、総合評価方式の使用により入札の評価と契約を行うものとする。機関は、その他の調達においても、自らの判断により、総合評価方式を使用することができる。

(2) 上記(1)に定める総合評価方式の使用を選択する場合を除き、入札は仕様に示された特定の技術及び他の評価基準を満たすか否かで評価され、評価基準を満たすものの中で最低価格の応札を行った者が落札する。

10.5 機関は、総合評価方式に基づいて入札の評価を行う場合には、以下の手続を適用する。

(1) 機関は、機関にとっての総合的最大の価値に基づいて入札を評価する。この評価は、機能的及び性能的要因、価格、その他入札説明書に特定された要因のみを考慮して決定する。機関は、入札説明書に記載された相対的重み付けを評価基準に適用する。また、価格/コスト評価は調達の全ライフ・サイクル・コストに基づかせることができる。

(2) 仕様書策定の過程及び落札のための評価手続の一部として原型(プロトタイプ)の実施試験を義務づけることができる。ただし、かかる要件が第III章5.の意見招請又は入札説明書の中で記され、実験が開放的かつ公平な方法で実施されることが条件とされる。

(3) 機関は、総合評価方式を使用する場合、公式に入札説明書を修正し、当初と同じ方法で同じ供給者に対し、修正後の入札説明書を提供しない限り、評価項目及びこれらの項目の特定の調達における相対的重み付けを変更しない。

(4) 機関は、評価手続が終了した後、現実的な範囲で可能な限り速やかに落札を行う。

(5) 機関は、入札の評価及び全ての評価項目の得点及び落札決定に責任を有す

る関係者氏名を含め、入札の評価及び落札結果を直ちに記録にとどめる。

10.6 如何なる供給者も入札後にその内容を修正することは認められない。

11. 落札情報

11.1 機関は、評価手続の終了後できる限り早く落札者を決定し、選定結果と落札価格を官報に公示すると共に落札者とされなかった入札者に対し速やかに当該情報を通知し、第IV章3. で定める機関の窓口で閲覧に供する。

11.2 機関は、落札できなかった供給者から要求があった場合、選定されなかった理由、落札した供給者の名前及び総合評価方式が使用された場合には落札の相対的な利点を速やかに提供する。

11.3 機関は、11.2に従って提供する情報を含め、

(1) 供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他商業上の秘密を第三者に開示せず、また、

(2) 供給者の正当な商業上の利益又は供給者間の公正な競争を損なうような情報を第三者に提供しない。

12. 落札後の契約修正

契約価格を10万SDR又はそれ以上引き上げる契約範囲の修正は、新たな調達として、措置に定める手続を適用する。

13. 下請けの取扱い

機関は、意見招請を公示する際、当該調達に係る下請けに対する関心を供給者が表明することを求める旨の公示を行う。機関は、リストにある供給者の能力についてなんら責任を負わないという前提で、関心を表明した潜在的下請け業者リストを第IV章3. で定める機関の窓口で閲覧に供すると共に、要請のあった供給者及び意見招請に応えた供給者に対して提供する。

IV. 補助的措置

1. 調達情報の提供方法の改善

機関は、電気通信機器及びサービスの政府調達に関心を有する内外の供給者の利便に資するため、物品に係る政府調達手続に関する運用指針6. で示された手続を最大限活用する。

2. 措置のフォローアップ

措置の効果的実施を確保する観点から、以下を含む具体的方策を検討するためのフォローアップの場を設ける。

2.1 政府は、複数の機関によって調達される電気通信機器及びサービスの調達に関し、無差別かつ簡略化された仕様を作成するための標準的なマニュアルを

2. 2 政府は、実行可能な範囲内で、全ての機関によって使用され措置との整合性を有する電気通信機器及びサービスの入札説明書の標準的なフォーマットを、作成するための委員会を設置する。

2. 3 研修

政府は、特に仕様の作成を含む措置の実施に関して、機関の調達担当者に対する研修プログラムを設ける。

3. 中央窓口

機関は、すべての電気通信機器及びサービスの調達についての一般的な情報及び措置の対象となる調達についてのより特定された情報を提供する中央窓口を設置する。

4. 会合

4. 1 機関は、機関の調達実施に当たる職員及び内外の供給者を対象とし、機関の主たる短期的調達計画及び予算上の留保を付した上で、より長期的な調達の見通しについての情報につき話し合う年次会合を開催する。ただし、会合の開催は、当該機関が政府又は他の機関が設置する同様な会合に参加することで代替することもできる。

4. 2 機関は、上記4. 1の会合を実施する場合、会合の少なくとも30日前に官報に会合の公示を行う。

5. 調達に係る会合等

政府は、公式、非公式にかかわらず、民間のみ又は政府と民間の関係者が参加する電気通信機器及びサービスの公共部門における調達に主として関係する委員会又は同様な会合を発足させる場合には、当該会合の発足に係る情報を官報に公示する。

V. 不公正な入札

1. 不当販売の禁止を含む独占禁止法規定に整合的な入札に基づいて電気通信機器及びサービスの調達を行うことが政府の政策であることに鑑み、機関は反競争的慣行に対処する適切な措置を講ずる。

2. 供給者が、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札を行った場合には、機関は、この入札全体を無効とみなし、落札の際に当たって当該入札を考慮の対象としない。

3. 機関は、前記2. に言及される入札を行ったいかなる供給者も当該電気通信機器及びサービスの調達に再度入札する資格はないものとみなし、また、機関は右供給者の名前を公表する。

4. 機関が、その調達（調達仕様書の作成を含む。）に関連し、公正な競争を阻害する慣行の存在を示すような情報を得た場合は、当該機関は、公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することが出来るよう、かかる情報を適時に同委員会に対

し提供する。

5. 前記の目的のために、機関は、公正取引委員会に対し、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報の発見及び交換の手続を容易にするための連絡担当者名を提供する。

VI. 苦情処理体制

本措置の対象となる電気通信機器及びサービスの供給者に対して、平等、適時、透明かつ効果的な入札苦情手続を提供するため、新たなガット政府調達協定が我が国について効力を生じるまでの間、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）の別添4に掲載された公平な苦情処理体制の手続を準用する。ただし、「建設調達審査委員会」との名称を「調達審査委員会」に改める。また、電気通信機器及びサービスの性質に鑑み、以下の修正を施すこととする。（参照のため、「行動計画」の別添4を以下により修正した手続を附属書4として添付する。）

1. 「行動計画」別添4の2.、3.、4.（4）及び6.（2）それぞれに代えて、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置」附属書IIIの3.1、3.8、3.4及び5.2を適用する。ただし、「潜在的な供給可能者」及び「潜在的供給者」を「供給者」に、また、「発注者」を「機関」に読み替えるものとする。
2. 審査手続に要する期間（「行動計画」別添4の5.（1））を90日に代える。

VII. 都道府県及び政令指定都市への勧奨

政府は、都道府県及び政令指定都市に対して、20万SDR以上の調達については、地方の実情及び関連法令の規定を踏まえ、本件措置に準じた必要な措置を原則として採るよう勧める。

なお、20万SDR以上の調達に係る苦情処理については、政府は、都道府県及び政令指定都市に対し、所要の処理体制の整備を検討するよう勧める。

VIII. 実施時期

措置は、可能な限り平成6年度当初予算に係る調達から実施することを基本とし、同年度末までには措置に従った調達が行われるよう体制を整えることとする。

IX. 措置の実施状況のレビュー

政府は、措置が適用される調達に関して、措置が電気通信機器及びサービスの調達の無差別性、透明性、開放性、競争性及び公正さの向上にどの程度資しているかを評価し、更に措置の実施における具体的問題に対処することを目的として措置のレビューを自主的に実施する。レビュー会合は、アクション・プログラム実行推進委員会の下、毎年1回開催することとし、また必要に応じ適宜開催する。同会合の事務は内閣外政審議室が所掌する。レビュー会合においては、統計等を活用し、措置の実施状況及び供給者の活用状況を点検するとともに内外企業・団体からの意見を聴取する機会も設ける。

X. 定義

措置の目的のため、

「日」とは、第 I X 章において準用される行動計画の別添 4 に掲載された公平な苦情処理制度に関する規定で特に示された場合を除き、暦の上の日をいう。

「国内に設立された供給者」とは、その資本の出处如何に拘らず、日本国内に設立された供給者をいう。

「供給者」とは、入札公告に応じて製品又はサービスを提供した、または提供が可能な者をいう。

「関連会社」とは、(a) 調査や設計サービスを請け負った供給者が支配している又は支配されている会社、若しくは、(b) 調査や設計サービスを請け負った供給者を支配している会社に支配されている別の会社をいう。この場合、「支配」とは、当該関連会社が株式会社である場合、その発行株式の総数の過半数に当たる株式を有すること、当該関連会社が有限会社である場合、その資本の過半数に当たる出資口数を有することをいう。

「改造された製品若しくはサービス」とは、意見招請が官報に公示された時点で国際市場に存在するものの、機関の正当な調達を要求を満たすためその機能又は主要な物理的特徴を相当程度改造する必要がある電気通信機器若しくはサービスをいう。

「既製品又はサービス」とは、意見招請又は入札広告が官報に公示された時点で国際市場に存在する電気通信機器又はサービスをいう。

「特別に開発された製品若しくはサービス」とは、性能要求を満たす形で国際市場に存在しておらず、特に機関の正当な調達を要求を満たすために、開発されなければならない電気通信機器若しくはサービスをいう。